

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等  
.....(環境局総務部環境政策課)..... 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除..... 二
- .....(環境局環境改善部化学物質対策課)..... 五
- 保安林の指定予定.....(産業労働局農林水産部森林課)..... 六
- 保安林の指定.....(同)..... 六
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除.....(建設局河川部指導調整課)..... 六
- .....(産業労働局商工部地域産業振興課)..... 八

### 告示

#### ●東京都告示第千三百六十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業について、

環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地内江東区海の森二丁目、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和三年十一月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号 八階二十二番窓

ウ

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び対象事業の区域とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～表1(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><b>&lt;工事の施行中&gt;</b></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う排出力】</b> 予測結果は、最大濃度を示す地点において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づき環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が4.0%、二酸化窒素が12.4%である。 なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.038mg/㎥<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.10mg/㎥<sup>【注2】</sup> ・二酸化窒素 98%値 0.046ppm<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.04～0.06ppm<sup>【注2】</sup></p> <p><b>【工事車両の走行に伴う排出力】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>(注1)</sup>の道路端（4地点）において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づき環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.02～0.04%である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.017mg/㎥<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.10mg/㎥<sup>【注2】</sup> ・二酸化窒素 98%値 0.040ppm<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.04～0.06ppm<sup>【注2】</sup></p> <p><b>&lt;工事の完了後&gt;</b></p> <p><b>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出力】</b> 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート<sup>(注1)</sup>の道路端（4地点）において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づき環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.04～0.12%である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.017mg/㎥<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.10mg/㎥<sup>【注2】</sup> ・二酸化窒素 98%値 0.040ppm<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 0.04～0.06ppm<sup>【注2】</sup></p> <p><b>&lt;工事の完了後&gt;</b></p> <p><b>【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界等）】</b> 予測結果は、敷地境界等において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準（臭気指数10）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。 なお、別巻事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の晴風となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在は用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、指定されていた場合は、これらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p>

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づき環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。  
注2) 日平均値の有効値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><b>&lt;工事の施行中&gt;</b></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う騒音】</b> 予測結果は、計面地境東西側で最大72dBとなり、評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工・く体・グラウト 72dB（計面地境東西側）<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 85dB<sup>(注2)</sup> 80dB<sup>(注3)</sup></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う振動】</b> 予測結果は、計面地境東西側で最大70dBとなり、評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を超過しない。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工・く体・グラウト 70dB（計面地境東西側）<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 75dB<sup>(注2)</sup> 70dB<sup>(注3)</sup></p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う騒音】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>(注1)</sup>の道路端（4地点）の1地点のみ評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。 工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルート<sup>(注1)</sup>の限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 68～74dB<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 65～70dB<sup>【注2】</sup></p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う振動】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>(注1)</sup>の道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルート<sup>(注1)</sup>の限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 47～57dB<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 65dB<sup>【注2】</sup> 夜間 44～53dB<sup>【評価の指標<sup>(注1)</sup>】</sup> 60dB<sup>【注2】</sup></p>

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「騒音規制法」「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。  
注2) 「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。  
注3) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の報告基準を示す。  
注4) 「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。  
注5) 「東京都環境確保条例」に定める特定建設作業に係る振動の報告基準を示す。  
注6) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。  
注7) 一部の予測地点及びその周辺地域は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は50dB(昼間、夕)であり、評価の指標とした夕の時間帯は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。</p> <p>計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、設備機器は原印屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等の騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられようと考えられる。</p> <p>なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森1」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在は用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、指定されていた場合は、これらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p> <p>昼間 50dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>]</p> <p>夕 50dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標<sup>(注2)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は65dB(昼間、夜間)であり、評価の指標とした夜間の時間帯は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。</p> <p>計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられよう。</p> <p>なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森1」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在は用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、指定されていた場合は、これらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p> <p>昼間 65dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注2)</sup>]</p> <p>夜間 65dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注2)</sup>]</p> <p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>施設稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78～89dBであり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側(地点2)の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。</p> <p>敷地境界東側(地点2)ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、対象事業の区域周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることによって低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられようと考えられる。</p>

注) 予測地点(計画地境界西側を除く)は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音・振動の規制基準が適用されるため、その規制基準を評価の指標とした。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート(4地点)のうち1地点で評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。</p> <p>ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度遵守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられる。</p> <p>昼間 68～74dB [評価の指標<sup>(注1)</sup>]</p> <p>夜間 65～70dB</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート(4地点)において、全ての地点で評価の指標<sup>(注2)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。</p> <p>ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度遵守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考えられる。</p> <p>昼間 48～57dB [評価の指標<sup>(注2)</sup>]</p> <p>夜間 48～57dB</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】</p> <p>中防不燃ごみ処理センターの稼働中において、対象事業の区域内(65地点)の現況調査を行った範囲では、溶出量試験においてふっ素が1地点、含有量試験において鉛が2地点、「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準(ふっ素(溶出量試験): 0.8mg/L以下、鉛(含有量試験): 150mg/kg以下)を超過した。</p> <p>現在、施設は稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。</p> <p>したがって、有害物質等が流出するおそれはない。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>対象事業の区域内(4地点)の現況調査を行った結果、地下水中の有害物質の濃度は、砒素が1地点、ふっ素が1地点、「環境基本法」に基づく環境基準(砒素: 0.01mg/L以下、ふっ素: 0.8mg/L以下)を超過した。</p> <p>砒素とふっ素については、地盤中や海水中にも幅広く存在しているため、中防不燃ごみ処理センターの土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考えられる。</p> <p>また、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質等が地下水へ溶出することはないと考えられる。</p>

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。

注2) 「強」の予測地点及びその周辺地域は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標としては規制基準を適用した。

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>&lt;工事の施行中&gt;  <b>【新たな土地への拡散の可能性の有無】</b>            現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。            また、本事業に伴い発生する建設発生土を対象事業の区域外へ搬出する場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し、適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処理する。このことから、新たな土地への拡散の可能性は低いと予測する。したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>
景観	<p>&lt;工事の完了後&gt;  <b>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</b>            本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性に変化はない。            したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b>            本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化のほか、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出すること、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p>
廃棄物	<p>&lt;工事の施行中&gt;  <b>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</b>            解体工事及び中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。            また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。また、不燃物として最終処分している可燃性の処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は当組合が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減し、最終処分場の延命化を図る。したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>&lt;工事の施行中&gt;  <b>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</b>            中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設発生土は約3.4万tである。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。            ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処分する。            したがって、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>
温室効果ガス	<p>&lt;工事の完了後&gt;  <b>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</b>            中防不燃・粗大ごみ処理施設では、電力、都市ガスの使用によって、約6,654t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが排出すると予測するが、太陽光発電によって約23t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約6,631t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。            本事業では、エネルギーの有効利用として、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化やLED照明導入によるエネルギー使用量削減を図る。さらに、当組合が管理する清掃工場でごみ発電したCO<sub>2</sub>排出係数の低い余剰電力の一部を、中防不燃・粗大ごみ処理施設へ送電（自託送）して使用する。            したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千三百六十五号

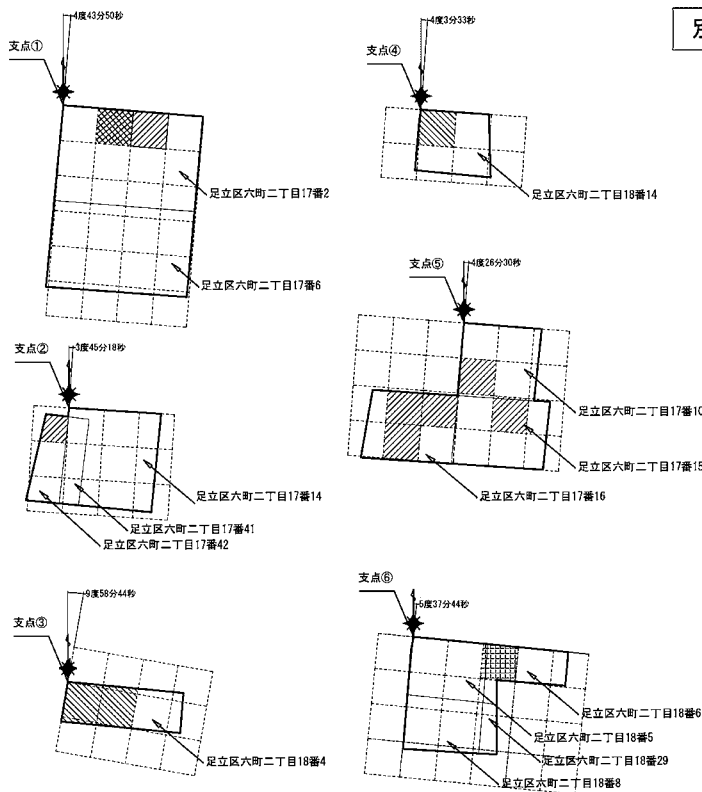
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和元年東京都告示第七百八十二号により指定した区域の一部及び令和二年東京都告示第六百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第782号により指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第5号により指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和3年東京都告示第334号により指定した区域）
- 単位区画線
- 筆境界線

【支 点】

- 支點①は、足立区六町二丁目17番2の最北端とする。
- 支點②は、足立区六町二丁目17番14の最北端とする。
- 支點③は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
- 支點④は、足立区六町二丁目18番14の最北端とする。
- 支點⑤は、足立区六町二丁目17番10の最北端とする。
- 支點⑥は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支點①は、4度43分50秒（足立区六町二丁目17番2）
- 支點②は、3度45分18秒（足立区六町二丁目17番14）
- 支點③は、9度58分44秒（足立区六町二丁目18番4）
- 支點④は、4度3分33秒（足立区六町二丁目18番14）
- 支點⑤は、4度26分30秒（足立区六町二丁目17番10）
- 支點⑥は、5度37分44秒（足立区六町二丁目18番5）

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小池百合子

一 保安林子定森林の所在場所

あきる野市養沢字向養沢一一九六番八、一一九七番イ及び一一九八番から一二〇〇番まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千三百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小池百合子

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村坪田二〇〇九番から二〇一七番まで・二〇一九番から二〇二三番まで・二〇三四番から二〇四二番まで・二三二四番・二三二五番(以上二十五筆について、次の図に示す部分に限る。)、二〇一八番、二〇四三番二、二〇四四番及び二〇四五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第千五十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁土木課及び大島町役場において縦覧に供する。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	泉津	361006-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
大島町	泉津	361006-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

## ●東京都告示第千三百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁土木課及び大島町役場において縦覧に供する。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小池 百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	泉津	361006-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	元町	361004-K084		

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
大島町	泉津	361006-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コクティイ
二 店舗所在地 調布市国領町二丁目五番地十五
三 設置者名 株式会社みゆきほか一名
四 設置者住所 調布市国領町二丁目五番地十五コクティイB一〇九一ーほか
五 変更前の店舗名 国領駅北地区市街地再開発
六 変更後の店舗名 コクティイ
七 変更を行った設置者名 株式会社みゆきほか一名
八 変更前の設置者住所 調布市国領町二丁目五番地の一ほか

九 変更後の設置者住所 調布市国領町二丁目五番地十五コクティイB一〇九一ーほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか五名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか四名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか四名

十三 変更前の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号（株式会社西友）ほか

十四 変更後の小売業者の住所 北区赤羽二丁目一番一号（合同会社西友）ほか

十五 変更前の小売業者の代表者名 木内 政雄（株式会社西友）ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫（合同会社西友）ほか

十七 変更日 令和三年三月一日ほか

十八 届出日 令和三年十月二十一日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

二十 縦覧期間 令和三年十一月十一日から令和四年三月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号（仮称）ドン・キホーテ後楽園ビル

五 変更前の店舗名 ドン・キホーテ後楽園店

六 変更後の店舗名 越塚 孝之

七 変更前の設置者の代表者名 越塚 孝之

八 変更後の設置者の代表者名 白濱 満明

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ

十 変更前の小売業者の代表者名 大原 孝治

十一 変更後の小売業者の代表者名 吉田 直樹

十二 変更日 令和二年六月二十六日ほか

十三 届出日 令和三年十月二十一日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十五 縦覧期間 令和三年十一月十一日から令和四年三月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

